

司法よ、国民の憂いは頂点に達している

現在の国民、将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託された「生命、自由、及び幸福追求に対する国民の基本的権利」と、電力会社の利益追求を天秤にかけ、どちらを守るのか。6月6日、東京電力株主代表訴訟で東京高裁判決が示した判断に、国民の怒りと憂いは頂点に達しています。司法は、いったい何を守ろうとしているのか、と。

今日2025年6月16日、全国からここに参集してあげた私たちの声に、全ての司法関係者は素直に耳を傾けるべきです。それは、決して一部の者の杞憂ではありません。あたかも「力が正義である」と言わんばかりの世界の潮流が、この国の司法をも飲み込もうとしているのではないかと恐れ、目の前で展開されている現実には、怒りをこらえきれず、心の底から憂えている多くの市民・国民の声を代表するものだからです。

昨年6月17日、私たちはここで、「6・17判決を正せ」「司法の独立どこ行った!」と訴えました。それは原発事故被害者訴訟に象徴される司法判断が、いまや「国民一人ひとりの命と生活を脅かしかねない危険水域に入った」という共通認識からでした。そして、司法は「本来の姿を取り戻せ」という切実な願いでした。それに司法は、どう応えたのでしょうか。

東京電力福島第一原発事故は、幾十万の人々の日常だけではなく、かけがえのない命まで奪い、地域社会を破壊し、豊かな自然を百年単位で汚染し、15年経った今も、収束の道筋さえ見えません。人権をあらゆる形で侵し続ける未曾有の惨事です。原発事故は自然災害ではありません。明らかな人災です。想定外の地震と津波のせいにして「国に責任はない」とする6・17 最高裁多数意見判決の判断に誰が納得するでしょう。これを改めようともせず、ひたすら追従し続ける下裁審。国の責任否定に止まらず、刑事裁判で東電の責任まで否定してはばかりな最高裁。そこに通底するのは、日本国憲法が至上の価値として保証する「人権」の軽視ではないでしょうか。司法が抛り所とすべき「憲法に対する認識の劣化」が進行しているとしか思われません。

これは原発問題に限ったことではありません。アスベスト、水俣病を巡る判断の退行、沖縄をはじめとする南西諸島の軍事要塞化、戦争を招きかねない安保法制、最低限の生活すら削ろうとする福祉政策などに共通するものです。暴走する行政の下でうめき声をあげている「人権」。それを守るのは誰か。司法がこの役割に答えられないとすれば、私たち市民・国民は一体どうすればいいのか。その悲痛な思いが、今日ここで上げられた声です。

私たちは、決して諦めません。最高裁は正義の女神テミス像の掲げる天秤の傾きを、元に戻してください。司法に関わる全ての人の良心は、必ず生きていますと信じています。理屈をこね回すのではなく、いま一度、目を拭って現実を見つめて直して下さい。そして人権を守って下さい。

私たちは、司法があるべき姿を取り戻し、かけがえのない人権が守られるまで、手を繋いで闘いを続け、次世代にバトンを繋いでいくことを、ここに改めて誓います。

2025年6月16日

6・17 最高裁共同行動参加者一同